

島根原子力発電所における放射線測定設備の改造工事について

原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第11条第1項に基づく放射線測定設備の改造工事を以下のとおり実施します。

1. 工事の概要

島根原子力発電所の敷地境界付近に設置しているモニタリングポスト全6局舎（MP-1～MP-6）の高レンジモニタ用検出器（電離箱）、高レンジモニタ用計測部ユニットについて、当社の定める点検計画に基づき取替を実施します。

また、あわせて中央制御室内に設置の低レンジモニタ用記録計、高レンジモニタ用記録計の取替も実施するとともに低レンジモニタ、高レンジモニタ共用機器である光変換器およびシーケンサ（親局）（以下、「伝送装置」という。）および演算機能を有する信号処理装置の取替を実施します。

2. 工事期間

(1) モニタリングポスト3局舎（MP-1,MP-3,MP-5）

令和5年8月～令和5年9月

(2) モニタリングポスト3局舎（MP-2,MP-4,MP-6）

令和5年8月～令和5年10月

(3) 性能検査

日程は別途調整

3. 現況届・性能検査の対象設備

(1) 対象設備

モニタリングポスト6局舎（MP-1～MP-6）

(2) 検査の対象設備

- ①高レンジモニタ用検出器（電離箱）
- ②高レンジモニタ用計測部ユニット
- ③信号処理装置（MP-1,3,5用）
- ④信号処理装置（MP-2,4,6用）
- ⑤低レンジモニタ用記録計（NaI(Tl)（MP-1,3,5））
- ⑥低レンジモニタ用記録計（NaI(Tl)（MP-2,4,6））
- ⑦高レンジモニタ用記録計（電離箱（MP-1,3,5））
- ⑧高レンジモニタ用記録計（電離箱（MP-2,4,6））

4. 取替範囲

取替範囲の詳細を添付資料（3）「モニタブロック線図」に示す。

5. 工事の方法

（1）検出器他の取替

取替は1局舎毎に実施することとし、3局舎（MP-1,3,5）全ての高レンジモニタ用検出器、高レンジモニタ用計測部ユニット、信号処理装置、低レンジモニタ用記録計、高レンジモニタ用記録計および伝送装置の取替完了後、使用前事業者検査により設備の健全性を確認した後に原災法第11条第3項に基づく現況届出を行います。

続いて、残りの3局舎（MP-2,4,6）についても同様に全ての取替完了後、現況届出を行った後、原災法第11条第5項に基づく性能検査を受検します。

（2）工事期間中の環境放射線監視方法

工事期間中の測定データが欠測する間は、作業対象の局舎を除いた3局舎による測定・監視を行うとともに、取替対象の現地局舎付近に可搬式モニタリングポストを設置し、中央制御室等にデータを伝送し監視できるようにします。また、中央制御室機器取替に伴い、全局舎の外部伝送を停止する際は、全局舎に可搬式モニタリングポストを設置し、同様に監視できるようにします。

なお、工事期間中は、作業対象のモニタリングポストのパラメータ（低レンジモニタ・高レンジモニタ）について、外部伝送を停止しますが、警戒事態または原子力規制庁殿からデータ送付要請があった場合には、可搬式モニタリングポストに記録されたデータから、事象発生前・事象発生直後、その他必要なデータを採取し、原子力規制庁殿（緊急事案対策室、緊急時ネットワーク監視センター）および島根原子力規制事務所殿に送付します。

また、外部伝送の停止期間中は代替措置として、休祝日も含めて1日1回の頻度で可搬式モニタリングポストから記録採取（10時頃）を行い、原子力規制庁緊急時案対策室殿および島根原子力規制事務所殿へ電子メールにて送付（11時頃）します。

6. 添付資料

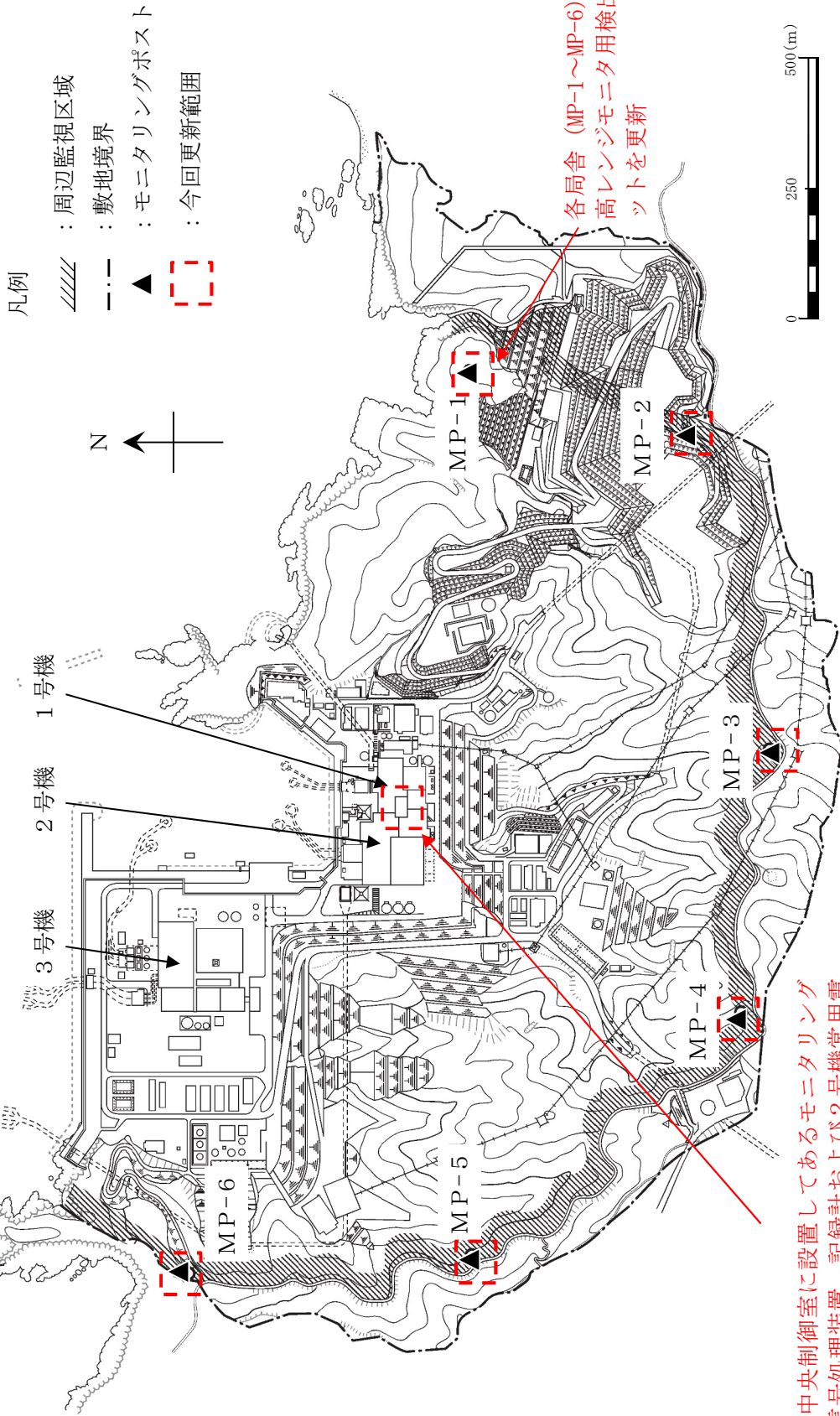
（1）発電所敷地周辺の放射線測定設備配置図

（2）島根原子力発電所 モニタリングポスト高レンジ検出器他取替工事 工程表（案）

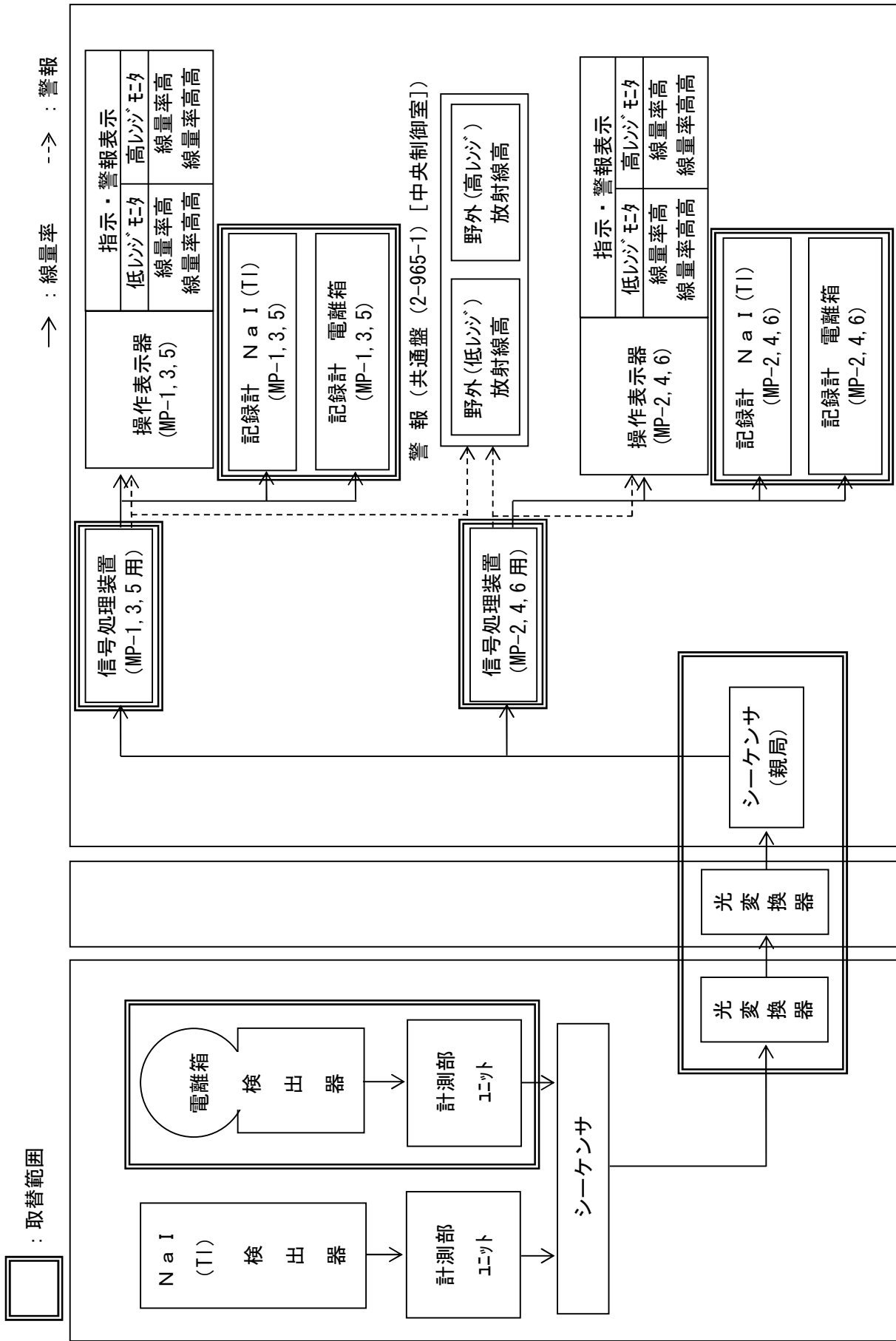
（3）モニタブロック線図

以 上

名称	測定対象	測定器種類, 測定レンジ
モニタリングポスト (MP-1～6)	空気吸収線量率	NaI(Tl)シンプレッション： $1.0\text{ nGy/h} \sim 1.0^5\text{ nGy/h}$ 電離箱： $1.0\text{ nGy/h} \sim 1.0^8\text{ nGy/h}$



発電所敷地周辺の放射線測定設備配置図



野外放射線モニタ盤 (916B) [中央制御室]

モニタリングポスト光受信盤 (2-918) [常用電気室]

モニタリングポスト[現地]

モニタブロック線図